

事業者排出量削減計画書

(宛先) 京都府知事 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 東京都中央区晴海2-5-24 晴海センタービル		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更 平成23年9月23日 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 株式会社サークルKサンクス 代表取締役社長 中村 元彦 電話 03-6220-9500					
主たる業種	コンビニエンスストア	細分類番号	5 8 9 1				
事業者の区分	第2条第1項第1号 京都府地球温暖化対策条例施行規則 第2条第1項第2号又は第3号 第2条第1項第4号						
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで						
基本方針	平成22年度を基準に、平成25年度の温室効果ガス排出量を1店当り3%以上削減する。						
計画を推進するための体制	2005年に取得したISO14001推進体制の基で、平成22年度を基準年とする新たな実行計画の進捗管理を実施する。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (20~22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	5,368.2 トン	5,212.9 トン	5,280.9 トン	5,345.8 トン	-1.7 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	5,148.9 トン	5,212.9 トン	5,280.9 トン	5,345.8 トン	2.6 パーセント	
	目標の根拠	新規開店店舗により総排出量は増加するが、店舗への省エネ機器の導入や照明のLED化により一店当りの排出量を削減する。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	店舗	事業活動に伴う排出の量 (総営業時間・延べ床面積×100)	11.95	11.71	11.48	11.37	-3.08 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
	原単位の指標及び目標の根拠	平成23年度より順次店内照明をLEDを導入します。					
重点的に実施する取組の実施計画	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	0.0 セント	62.0 セント	62.0 セント	62.0 セント			
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	省エネ機器の導入と照明のLED化					
	(24)年度	省エネ機器の導入と照明のLED化					
	(25)年度	省エネ機器の導入と照明のLED化					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	通勤における公共交通機関の利用促進を、環境教育を通じて啓蒙してゆく。					
	上記の措置を採用する理由	会社において特段通勤手段の規定がない為。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	府内産の木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	年2回実施しているクリーンアップキャンペーンを通じ地域の美化活動に貢献したり環境への取り組み意識の啓蒙をする。						
特記事項	無し						

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。